

2：地域からの環境問題への取組の支援

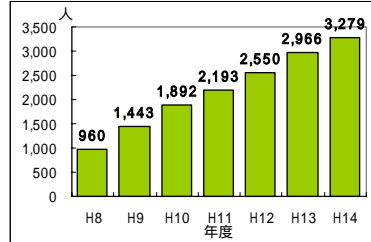
現状

《地域における環境問題への参画主体の拡大》

地域における環境問題への参画主体、数、範囲が、それぞれ拡大しています

《事業者・市民・NGOへの環境コンサルティング》

環境省では、環境保全に関する専門的知識や豊富な経験を有し、その知見や経験に基づき市民やNGO、事業者などの環境保全活動に対する助言などを行う人材として、**環境カウンセラー**の登録を行っています。審査を経て登録された環境カウンセラーの数は、毎年、着実に増加しています。平成14年度は延べ381名が新規登録し、14年度末の延べ登録数は3,279名となりました。



《小中学生の環境教育》

環境省が小中学生の環境活動を支援する取組の一つである**子どもエコクラブ**の数は約4,000にとどまっていますが（平成14年度）、クラブ当たりの会員数の増加に伴い、総会員数は前年度を約2,500名上回る77,500名の登録となり増加の一途を辿っています。



《社会貢献への意識の向上》

内閣府の「社会意識に関する世論調査」（平成14年12月）によると、社会に貢献したいという人の割合が、昭和52年には45%であったものが平成14年では59%となっています。

《地域社会における環境保全活動》

NPO法人（特定非営利活動法人）として環境保全活動に取り組む人・組織の数は年々増加しています。また、「環境にやさしいライフスタイル実態調査」（14年環境省調査）によると、環境保護団体（環境NGO）や地域の自治体の環境保全活動に関する活動に参加したり、接したりしたことのある人は2割に及んでいます。

《事業者等の環境保全活動》

事業者や事業者団体、生協、農協等の団体においても、ステークホルダー（利害関係者）との関係や社会的責任を果たす観点からなど、環境保全活動に積極的に取り組もうとする例が増加しています。

平成16年度施策の方向

- 環境カウンセラーの一層の活用など環境教育の推進、環境保全を担う人材育成の推進
- 地方における活動支援拠点の整備など、民間環境保全活動の基盤づくり、パートナーシップの促進
- 環境と経済の統合を目指したまちづくりの促進 等

これまでの取組

《環境カウンセラー制度の拡充》

- 平成14年度までに、環境カウンセラー3,279名（事業者部門1,994名、市民部門1,285名）の登録、研修を実施しました。
- 「環境カウンセラー登録制度に係る検討会」を設置し、環境カウンセラー制度の推進の具体的方策について検討しました。

《環境教育・環境学習等の推進》

- 平成11年度から毎年、廃棄物、水質、大気といったテーマに沿った環境学習プログラムを全国の自治体や学校等へ提供しています。14年度のプログラムのテーマは「都市環境」でした。
- こどもエコクラブ事業を地方公共団体と連携して実施しており、14年度には約4,000のクラブ、約77,500人の小中学生に対して、環境に関する分かりやすい情報を提供しました。
- 文部科学省と連携して、国立公園などで子どもたちが環境保全活動や自然体験活動を行う**子どもパークレンジャー事業**を実施しています。
- 国立公園において、環境学習に資するフィールドの整備や自然環境の保全、並びに環境学習のプログラムを推進しています。また、地方公共団体においては、身近な自然とふれあう場として環境ふれあい公園の整備などに取り組んできました。
- 行政・企業・NPO等の各主体連携の地域における環境学習システム構築のためのモデル事業を、14年度には7地方公共団体で実施しました。

《各主体のパートナーシップ推進》

- 地球環境パートナーシッププラザ/環境パートナーシップオフィスを平成8年に開設して以来、各主体のパートナーシップ促進のために、NGO支援や環境に関する情報の提供に力を注いできました。

《地域環境総合計画の策定補助》

- 地方公共団体の環境保全施策の総合的体系となる地域環境総合計画の策定を補助しました。14年度までにすべての都道府県・政令指定都市と500市町村（全市町村の15%）において計画が策定されています。また、地方公共団体の環境行政を情報面から支援するため、全国の地方公共団体の環境関連情報を、インターネットにより提供するシステム（知恵の環）を運用しています。

《環境保全活動を目的とする民間団体の支援》

- 環境保全活動を目的とする民間団体を支援しており、地球環境基金を通じて、14年度には227の民間団体に総額8億400万円の活動費助成を行いました。

主要課題

- 次世代を担う子供たちへの環境教育・環境学習について、教材にも工夫をこらしつつ更なる推進を図ることが必要です。環境教育・環境学習の担い手となる人材育成が必要で
- 活動実績の把握や活動の場・機会の拡大等の環境カウンセラー制度の一層の活用のための方策の具体化が必要で
- 国連総会において「国連持続可能な開発のための教育の10年」が決議されたことを受けて、ユネスコが中心となって現在策定中の国際実施計画を踏まえた措置を事業に盛り込むことが必要で
- その際、アメリカに対しても取組を強く促す必要があります。
- 国民、NPO、企業、行政等各主体間のパートナーシップ形成を促進するために、情報の収集・提供機能、民間団体等の交流や研修の場としての機能を有する拠点の整備が必要で
- まちづくりなど、地域全体としてより良い環境を創っていきこうという取組を支援する必要があります。
- ヒートアイランド対策大綱を取りまとめ、関係省庁と一体となって都市環境の改善を推進することが必要で